## 公立大学法人横浜市立大学合同調整会議規程

制 定 平成17年4月1日規程第24号最近改正 令和 3年4月1日規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学合同調整会議(以下「合同調整会議」という。)に関して必要な事項を定める。

(役割)

- 第2条 合同調整会議は、次の各号に掲げる事項について情報共有又は協議を行う。
  - (1) 法人に関する全学的調整事項
  - (2) 前号に定めるもののほか、理事長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 合同調整会議は、次に掲げる者を委員として組織する。
  - (1) 理事長、学長(副理事長)、副理事長
  - (2) 教員
    - ア 副学長
    - イ 国際総合科学群長、医学群長
    - ウ 国際教養学部長、国際商学部長、理学部長、データサイエンス学部長、国際総合科学部長、医学部長、国際教養学科長、国際商学科長、理学科長、データサイエンス学科長、国際総合科学科長、医学科長、看護学科長
    - エ 都市社会文化研究科長、国際マネジメント研究科長、生命ナノシステム科 学研究科長、データサイエンス研究科長、生命医科学研究科長、医学研究科 長
    - オ 木原生物学研究所長、学術情報センター長、先端医科学研究センター長、 データサイエンス推進センター長、グローバル教育センター長、グローバル 都市協力研究センター長、地域貢献センター長、キャリア支援センター長、 アドミッションズセンター長、保健管理センター長、研究・産学連携推進セ ンター長、看護キャリア開発支援センター長
    - カ 附属病院長、附属市民総合医療センター病院長
  - (3) 事務局
    - ア 事務局長、副局長
    - イ 学長室

学長室長、学長室担当課長

- ウ グローバル推進室
  - グローバル推進室長、グローバル推進室担当課長
- 工 企画総務部

企画総務部長、100周年·病院再整備等担当部長、企画財務課長、企画財務 課企画担当課長、総務課長、ICT推進課長、人事課長、広報課長、広報課 100 周年担当課長、広報課担当課長

才 学務・教務部

学務・教務部長、教育推進課長、学生支援課長、アドミッション課長、保健 管理課長、学術情報課長

力 研究推進部

研究推進部長、研究·產学連携推進課長、研究基盤課長

キ 医学・病院統括部

医学·病院統括部長、医学·病院企画課長、総務課長、職員課長、医学教育 推進課長

- ク 附属市民総合医療センター管理部 附属市民総合医療センター管理部長、総務課長
- (4) 理事のうち理事長が指名する者
- 2 理事長が必要と認める者を、オブザーバーとして出席させることができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、理事長が必要と認めるときは、委員以外の出席を 求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(開催)

第4条 合同調整会議は、原則毎月1回開催する。

(庶務)

第5条 合同調整会議に関する庶務は、企画総務部総務課において行う。 (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、合同調整会議の運営に関して必要な事項 は、理事長が別に定める。

附則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成20年8月29日から施行する。

附則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成23年5月1日から施行する。

附則

この規程は平成24年5月1日から施行する。

附則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日改正) この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第71号) この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程第22号) この規程は、平成29年4月3日から施行する。

附 則(平成30年規程第28号) この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成 31 年規程第 28 号) この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和2年規程第15号) この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規程第11号) この規程は、令和3年4月1日から施行する。